

公共工事の品質確保の促進に関する法律の 改正概要について

扱い手3法のこれまでの改正経緯

品確法

(平成17年制定)

Point

価格のみでなく**品質を加味した総合評価**の導入



建設業法・入契法

(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point

建設工事の**適正な施工の確保**・公共工事の**入札契約の適正化**



平成26年 扱い手3法

Point

発注者は、受注者が**適正な利潤を確保**できるようにすること
従事する者の賃金その他の**労働条件、労働環境の改善**

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後



Point

ダンピング対策の強化と建設工事の**扱い手の確保**

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後



令和元年 新・扱い手3法

Point

元請は、**下請が利潤・工期を確保**できる**発注**をすること

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

5年後



Point

働き方改革に向けた**適正な工期の確保**

※5年後見直し規定あり(附則第8条)

5年後



令和6年 第3次・扱い手3法

Point

扱い手の**休日・賃金の確保**と**地域建設業等の維持**

※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point

労働者の**処遇改善**と**価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止**

※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

担い手確保

待遇改善

議員立法 公共工事品質確保法等の改正

- 賃金支払いの実態の把握、必要な施策
- 能力に応じた待遇
- 多様な人材の雇用管理の改善

価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)

- スライド条項の適切な活用 (変更契約)

働き方改革 ・環境整備

- 休日確保の促進
- 学校との連携・広報
- 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格
- 測量資格の柔軟化【測量法改正】

生産性 向上

- ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)
- 新技術の予定価格への反映・活用
- 技術開発の推進

対応力強化 における 地域

建設業等 の維持

- 適切な入札条件等による発注
- 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)

公共発注 体制強化

- 発注担当職員の育成
- 広域的な維持管理
- 国からの助言・勧告【入契法改正】

政府提出

建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- 標準労務費の確保と行き渡り
- 建設業者による待遇確保
- 資材高騰分等の転嫁円滑化
 - 契約書記載事項
 - 受注者の申出、誠実協議

- 工期ダンピング防止の強化
- 工期変更の円滑化

- ICT指針、現場管理の効率化
- 現場技術者の配置合理化

(参考)

◇公共工事品質確保法等の改正

- ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)
- ・誘導的手法 (理念、責務規定)

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正

- ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)
- ・規制的手法など

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・待遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・待遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

待遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な待遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等